

水俣市健康づくり条例をここに公布する。

平成31年3月22日

水俣市長 高岡利治

水俣市条例第9号

水俣市健康づくり条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の健康づくりの基本理念を定め、市の責務及び市民、地域コミュニティ等の役割を明らかにするとともに、市の施策の推進のための基本となる事項を定めることにより、市民の健康づくりと養生に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民が生涯にわたり健やかで明るく心豊かに、いきいきと暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 市民が生涯にわたり健やかでいきいきとした生活を送るため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙並びに歯及び口腔の健康の保持などの生活習慣を改善し、心や身体の状態をより良くしようとするをいう。
- (2) 養生 自身の健康状態や生活習慣を的確に判断して、現在の状況より更に健康に過ごすためにはどうすべきかを見い出すための考え方をいう。
- (3) 運動 スポーツだけでなく、散歩やストレッチングなど、それぞれの年齢、性別、健康状態等に応じ、体力の維持及び向上を目的として意識的に行う身体活動をいう。
- (4) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会を作ることを目的として構成された団体をいう。
- (5) 保健医療福祉関係者 市内における保健医療福祉サービスを提供する法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが養生の考え方と健康への意識を高め、健康の維持、増進を管理する能力の向上を図り、いきいきと心豊かな生涯を送るための健康づくりを主体的に行うこと。
- (2) 市民、市、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者は、相互に連携を図りながら、協働して健康づくりを推進し、「いきいきとした健康なまち」を目指すこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康づくりに対する関心と理解を深め、健康診査、歯科検診その他健康診断（以下「健康診断等」という。）を適切に受けることにより、自らの健康状態を把握し、個人の状況に応じた健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、市民、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策を含む計画を策定するときは、この条例の基本理念を踏まえたものとなるようにしなければならない。

(地域コミュニティの役割)

第6条 地域コミュニティは、地域住民の健康づくりを推進するため、地域の特色を生かした運動その他の健康づくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域コミュニティは、市、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第7条 保健医療福祉関係者は、健康づくりの推進のために、保有する資源等（保健医療福祉関係者が保有し、又はその管理に属する施設、設備及び人材をいう。）の提供を求められた場合、協力するよう努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断等その他の保健医療福祉サービスを市民が適切に受けられることができるように配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

3 保健医療福祉関係者は、市、地域コミュニティ、学校等及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、健康づくりの推進のために、保有する資源等（学校等が保有し、又はその管理に属する施設、設備及び人材をいう。）の提供を求められた場合、協力するよう努めるものとする。

2 学校等は、様々な健康づくりに資する活動を行う主体との連携及び協働を図りながら、幼児、児童、生徒及び学生の健康づくりの推進に努めるものとする。

3 学校等は、市、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者及び事業者が実施する健康づくりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、当該事業者の行う事業に従事する者の健康診断等の受診の促進、休暇の取得の促進その他の心身の健康に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者及び学校等が実施する健康づ

くりを推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(受動喫煙の防止)

第10条 市は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 市並びに多数の者が利用する施設を管理する者及びその他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 市民は、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

(健康増進計画の策定)

第11条 市長は、第5条第1項に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するため、主に次に掲げる事項に配慮し、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により、健康づくりの推進に関する施策についての計画（以下「健康増進計画」という。）を策定するものとする。

(1) 健全な食生活の知識の普及に関すること。

(2) 運動習慣の知識の普及及び運動のための環境の整備に関すること。

(3) 心の状態をより良く保つための知識の普及及び支援の充実に関すること。

(4) 喫煙による健康被害の知識の普及及び禁煙支援並びに受動喫煙の防止に関すること。

(5) 歯・口腔の健康づくりの知識の普及及び保健サービスの実施に関すること。

(6) 健康診断等の受診率及びそれに基づく保健指導の実施率の向上に関すること。

2 健康増進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 健康づくりの推進に関する基本方針

(2) 健康づくりの施策における目標数値

(3) 前2号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、健康増進計画を定めるときは、第17条に規定する水俣市健康づくり推進協議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、健康増進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、健康増進計画の変更について準用する。

(人材の育成及び活用)

第12条 市は、市民、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者と協働して健康づくりを推進するため、健康ボランティアの育成及び活用を図るとともに、健康づくりに関して意見を交換する機会を設けるものとする。

(地域コミュニティ、学校等及び事業者等に対する支援)

第13条 市は、健康づくりを推進するために必要があると認めるときは、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等（市以外のものが設置するものに限る。）及び事業者

その他健康づくりに係る団体に対し、財政的支援その他の必要な支援を行うことができる。

(活動の公表)

第14条 市は、市民、地域コミュニティ、保健医療福祉関係者、学校等及び事業者その他健康づくりに係る団体が行う健康づくりの推進に関する活動で有益かつ先駆的な役割を果たすと認めるものについて、これを公表し、顕彰することができる。

(いきいき健康づくり月間)

第15条 市は、健康づくりについて市民の理解と関心を深めるため、11月を「いきいき健康づくり月間」と定め、その主旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(いきいき健康食育の日)

第16条 市は、健康づくりについて市民の理解と関心を深めるため、毎月19日を「いきいき健康食育の日」と定め、市民が食について関心を持ち、食について考えるきっかけとするよう啓発に努めなければならない。

(健康づくり推進協議会及び食育推進検討会)

第17条 市民の健康づくりの推進を図るため、水俣市健康づくり推進協議会及び水俣市食育推進検討会を設置する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている水俣市健康増進計画は、第11条第1項の規定により策定された健康増進計画とみなす。

3 この条例の施行の際、現に設置されている水俣市健康づくり推進協議会及び水俣市食育推進検討会は、それぞれ第17条の規定により設置された水俣市健康づくり推進協議会及び水俣市食育推進検討会とみなし、その運営は、別に定める「水俣市健康づくり推進協議会設置要綱」及び「水俣市食育推進検討会設置要綱」に基づくものとする。